

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊谷市産農産物及び熊谷市産農産物を使用した加工品（以下「市産品」という。）のブランド化の推進を図り、価値ある農産物の生産を推進するため、熊谷市農産物ブランド化推進協議会（以下「協議会」という。）が、市産品のブランド化に意欲のある者（以下「プレーヤー」という。）を、「熊谷市農産物ブランド化戦略『熊谷ファームラボ』」として認定した上で、協議会からの助成を行うにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認定」とは、申請のあったプレーヤーについて、協議会において審査を行い、その結果、一定の基準（以下「認定基準」という。）に適合するものについて、「熊谷市農産物ブランド化戦略『熊谷ファームラボ』」として認めることをいう。

(認定の対象)

第3条 認定の対象となるプレーヤーは、次の各号のいずれかについて取り組む者とする。

- (1) 熊谷市産農産物
- (2) 熊谷市産農産物を原材料とする加工食品

(申請者の資格)

第4条 認定の対象として申請する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 熊谷市内に生産、製造、開発、加工の拠点がある個人または法人
- (2) 前号に該当する者を主要な構成メンバーとするグループ

(認定基準)

第5条 申請のあったプレーヤーを認定するにあたり、その認定基準は、別表のとおりとする。

(認定の申請)

第6条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定申請書（様式第1号）を協議会が指定する日までに提出するものとする。

(認定の審査)

第7条 協議会は、前条に規定する申請があったとき、当該申請が第3条及び第4条の要件を満たすと判断したものについて、協議会において第5条の認定基準に則り審査を行う。

(認定の決定)

第8条 協議会は、前条の規定による審査の結果、認定基準に適合すると認められたものについて、認定することができる。

- 2 協議会は、申請者を「熊谷市農産物ブランド化戦略『熊谷ファームラボ』」として認定したときは、当該申請者に対し、認定結果を熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定結果通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 協議会は、認定基準に適合しないと認められたときは、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」審査結果通知書（様式第3号）により、理由を付して当該申請者に通知する。

(認定を受けた者への助成)

第9条 前条第1項の認定を受けた者の内、協議会が必要と認めた者には、協議会から次の各号の助成を行うことができるものとする。

- (1) 補助金
 - (2) 専門部会の支援
 - (3) その他協議会が必要と認めた助成
- 2 前項第1号の補助金の交付基準等については、協議会が別に定める。

(認定の有効期間)

第10条 第8条第1項の規定による認定の有効期間は、認定日から2年間を経過した日の属する年度の3月31日とする。

(再認定の審査・決定)

第11条 前条の規定による有効期間の満了後に、再度認定を受けようとする者は、有効期間の3か月前までに、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」再認定申請書（様式第4号）を協議会に提出し申請するものとする。

- 2 協議会は、前項で規定する申請があったとき、第7条及び第8条の規定を準用し審査し、再度認定を受けた者には、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」再認定結果通知書（様式第5号）により通知する。
- 3 再度認定を受けた者の有効期間については、第10条を準用する。
- 4 第1項の申請については、1回を限度とする。

(認定内容の変更)

第12条 第8条第1項の規定による認定後に、次の各号の内容を変更するときは、協議会に、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 個人においては、氏名又は住所を変更したとき
- (2) 法人においては、法人名、代表者名又は住所を変更したとき

(3) グループにおいては、名称、代表者名又は事務局住所を変更したとき

(調査)

第13条 協議会は、必要があると認めるときは、認定を受けた者の同意を受けたうえで取り組み状況の調査を行うことができる。

(認定の取消)

第14条 協議会は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項に規定する認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号の取り組みが行われていないとき
- (2) 第4条各号に規定する資格を欠くに至ったとき
- (3) 第5条に規定する認定基準に適合しなくなったと認められるとき
- (4) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (5) 認定を受けた者が、自己都合により認定の取り消しを求めたとき
- (6) その他、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき

2 協議会は、認定を取り消すこととしたときは、認定を受けた者に、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(認定を受けた者の責務)

第15条 認定を受けた者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱を遵守する。
- (2) 認定基準に従いブランド化を推進する。
- (3) 認定期間における各年度の実績について、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」実績報告書(様式第8号)及び参考資料を翌年度の5月末日までに協議会あてに提出する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年1月31日から施行する。

別表（認定基準）

項目	内容
地域特性	熊谷市の地域特性が活かされていること
独自性	取り組みに独自のこだわりを持っていること
優位性	同様の取り組みとの差別化を図っていること
信頼性	法令や環境等に配慮し適正に行われること
持続可能性	持続的に取り組む能力があること
地域への貢献度	地域経済に貢献する取り組みであること 地域のモデルとなる取り組みであること

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定申請書

年 月 日

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長 宛

申請者 住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先電話番号

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

申請対象 ※いずれかに○をする	(1) 熊谷市産農産物 (2) 熊谷市産農産物を原材料とする加工食品
申請対象の農産物名 及び取り組みの概要	
生産・製造・開発・加工等の拠点の所在地	熊谷市
申請取組の特徴	
地域特性	
独自性	
優位性	
信頼性	
持続可能性	
地域への貢献度	
その他 (アピールしたいこと)	

【添付書類】 申請者の概要がわかる資料（会社案内・事業概要等）

生産、製造、開発、加工の拠点が市内にあることを示す資料

年 月 日

様

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定結果通知書

年 月 日付で、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定申請書により申請のあった件について、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第5条の認定基準に適合すると認められるため、同要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」として認定します。

記

- 1 認定対象
- 2 認定対象の農産物名及び取り組みの概要
- 3 認定番号
- 4 認定日 年 月 日
- 5 認定の有効期間 年 月 日まで

年 月 日

様

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」審査結果通知書

年 月 日付で、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定申請書により申請のあった件について、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第5条の認定基準に不適合となったため、同要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり結果を通知します。

記

- 1 申請された対象
- 2 申請された対象の農産物名及び取り組みの概要
- 3 不適合となった理由

様式第4号（第11条関係）

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」再認定申請書

年 月 日

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長 宛

申請者 住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先電話番号

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

当初認定内容	
認定対象 ※いずれかに○をする	(1) 熊谷市産農産物 (2) 熊谷市産農産物を原材料とする加工食品
認定対象の農産物名 及び取り組みの概要	
認定番号	
認定期間	

【添付書類】

直近2年分の熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」実績報告書（様式第8号）

年 月 日

様

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」再認定結果通知書

年 月 日付けで、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」再認定申請書により申請のあった件について、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第5条の認定基準に適合すると認められるため、同要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」として再認定します。

記

- 1 再認定対象
- 2 再認定対象の農産物名及び取り組みの概要
- 3 認定番号（当初認定の番号と同じ）
- 4 再認定の有効期間 年 月 日まで

様式第6号（第13条関係）

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定事項変更届

年 月 日

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長 宛

申請者 住所（所在地）
 商号又は名称
 代表者職氏名
 連絡先電話番号

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

認定内容	
認定対象 ※いずれかに○をする	(1) 熊谷市産農産物 (2) 熊谷市産農産物を原材料とする加工食品
認定対象の農産物名 及び取り組みの概要	
認定番号	
認定期間	

変更内容	
変更事項 ※いずれかに☑をいれてください。	<input type="checkbox"/> (個人) 氏名又は住所の変更 <input type="checkbox"/> (法人) 法人名、代表者名又は住所の変更 <input type="checkbox"/> (グループ) 名称、代表者名又は事務局住所の変更
変更となった内容	新
	旧
変更の理由	

年 月 日

様

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定取消通知書

年 月 日付けで通知した認定について、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第14条第1項に規定する下記事由に該当するため、認定を取り消すこととしたので、同要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 認定対象
- 2 認定対象の農産物名及び取り組みの概要
- 3 認定番号
- 4 認定取消事由

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」実績報告書

年 月 日

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長 宛

申請者 住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先電話番号

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

認定内容	
認定対象 ※いずれかに○をする	(1) 熊谷市産農産物 (2) 熊谷市産農産物を原材料とする加工食品
認定対象の農産物名 及び取り組みの概要	
認定番号	
認定期間	
認定基準に対する 取り組み状況	【地域特性】 【独自性】 【優位性】 【信頼性】 【持続可能性】 【地域への貢献度】 【その他】
次年度に向けた取り組み 目標	
備考	

【添付書類】

取り組み状況がわかる資料（総会資料・写真・記事など）